

育児と仕事の両立体験に関わる学生募集要項

この「育児と仕事の両立体験に関わる学生募集要項」（以下「本募集要項」といいます）は、東京都が実施する育児と仕事の両立体験事業（以下「本事業」といいます）への応募にあたり適用される条件を定めたものであり、本事業に応募される全ての方（以下「応募者」といいます）に適用されます。応募者は、本募集要項をご確認いただき、同意の上ご応募ください。応募された時点で、本募集要項に同意されたものとみなします。

1. 実施目的

望む人誰もが安心して「育業」できる社会の実現のためには、「育業」期間のみならず、復職後においても、育児と仕事を上手に両立していくことが重要です。いまや学生の企業選択においては「育業すること」は常識になりつつあります。このことから、本事業は、次代を担う大学生等を対象に、「育業」を含めた自身のキャリアプランを考えるきっかけにさせていただくことを目的としています。

2. 主催

東京都

3. 募集期間

令和6年（2024年）11月1日（金）～11月22日（金）

4. 募集人数

10名程度

5. 応募資格

就職を希望する東京都内に在住または在学の大学生・専門学校生等

6. 体験内容

- ・企業訪問（最大4企業）及び家庭訪問（1家庭・訪問企業とは別の家庭）の両方を体験していただきます。
- ・なお、各企業訪問と家庭訪問はそれぞれ別の日程で実施いたします。

(1) 企業訪問

企業に訪問し、育児と仕事の両立等について、育業を経験した社員とのディスカッションや職場見学などを行います。（各企業半日程度）。

(2) 家庭訪問

0～9歳（小学校3年生まで）の子供がいる家庭に訪問し、保育園等へのお迎えなど退園後のお世話等の育児を体験します。（半日程度）

※実施日は選考の際に日程調整して決定いたします。

7. 費用

参加費用は無料です。

ただし、訪問する企業及び家庭までの交通費は参加者負担となります。

8. 応募方法

東京都のHP「[こどもスマイルムーブメント](#)」に掲載するオンラインフォームから下記の必要項目を記入のうえご応募ください。いずれも記入は必須です。

- (1) 氏名（フリガナ）
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 大学等名
- (5) 学部学科
- (6) 学年
- (7) 住所
- (8) メールアドレス
- (9) 電話番号
- (10) 応募動機

9. 選考

(1) 選考方法

① 一次選考（応募動機等）

応募資格等を満たしているかを確認し、満たさないものは失格といたします。

応募動機等により、選考をいたします。

② 二次選考

面談の実施により、選考をいたします。

(2) 結果発表

育児と仕事の両立体験事務局より、順次選考のご連絡及び結果のご連絡をいたします。結果発表後、事前研修がございます。

10. 応募にあたっての条件

- (1) 応募者が、応募した時点で、本募集要項に同意したものとみなします。

- (2) 応募は、東京都の HP「[こどもスマイルムーブメント](#)」のオンラインフォームから受け付けます。
- (3) 応募に伴う機材・通信等の費用は、すべて応募者のご負担となります。
- (4) 本事業は、実施後動画として公開いたします。動画公開について同意の上応募してください。
- (5) 本事業実施後、事後アンケートにご協力をいただきます。
- (6) 参加が決定した場合、事前研修時に検診（胸部レントゲン、検便等）を受診していただきます。事前研修受講は必須とさせていただきますので、ご注意ください。
- (7) 以下の場合、応募者への通知・承諾及び理由の説明を要することなく、応募を取消すことや、体験参加をご遠慮いただく等の措置を実施することがあります。
 - ① 応募に当たり、虚偽の申告を行った場合
 - ② その他東京都が不適切と判断する行為（法令への抵触及び公序良俗違反を含みます）があった場合
- (8) 選考結果・選定理由に関するお問合せにはお答えできません。
- (9) 東京都の判断により予告なく本事業を変更・中止する場合があります。
- (10) 選考又は体験実施等にあって、主催者等から応募者にメール又は電話で連絡をとる場合があります。連絡が取れない場合には選考対象外とさせて頂くことがありますので、ご注意ください。
- (11) 応募者は、主催者等との間で行われた本事業についての一切のやりとり（連絡、問い合わせなどを含みますが、これに限りません）の全部又は一部を、事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩等（紙・ウェブ媒体、SNS、電話・メール等の連絡ツールによる開示や、スクリーンショットによる転載等を含みますが、これらに限らず、あらゆる方法によるものが含まれます）することはできません。応募者は、漏洩等がないよう、やりとりについて厳重に管理するものとします。
- (12) 本事業に応募できなかったこと、又は本事業への応募により生じた損害について、主催者等は一切の責任を負いません。ただし、損害の発生が主催者等の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
- (13) 本募集要項の成立、効力、解釈、履行、適用に関わる準拠法は日本法とし、本事業に関連して、応募者と主催者等との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議のうえ解決するものとします。万一、応募者と主催者等との間で生じた紛争が協議によっても解決しない又は解決する見込みがない場合、本事業に関する一切の裁判手続に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

11. 体験参加学生の服務

- (1) 体験参加学生は、主催者の指示に従い、体験期間中は体験に専念しなければなりま

せん。

- (2) 体験参加学生は、訪問する家庭や企業の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはなりません。
- (3) 体験参加学生は、訪問に際して知り得た個人情報につきましては、第三者に漏らしてはなりません。本事業終了後に関しても、実施期間と同様とします。
- (4) 東京都は、前3項の規定に反する行為を行ったときは、当該体験参加学生の体験を中止することができます。

12. 家庭・企業訪問中における事故責任等

本事業参加にあたり、実施期間中の事故に備えて、賠償責任保険にご加入いただきます。加入は事務局にて実施いたしますので、参加者のご負担はございません。

13. 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、東京都が取得し、応募内容の確認、結果の発表、各種問合せに関する確認・返答等、本事業の運営のために必要なご連絡、本事業に関するご案内を目的として使用します。

14. 本募集要項の変更

東京都は、次のいずれかに該当する場合に、本募集要項を応募者の事前の承諾を得ることなく随時変更できるものとします。当該変更にあたり、東京都は変更の効力発生日の前までに、本募集要項を変更する旨及び変更後の本募集要項の内容と効力発生日を応募者に通知又は本募集要項の掲載ページで告知します。

- (1) 本募集要項の変更が応募者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本募集要項の変更が応募する目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき

15. 問合せ先

こどもスマイルムーブメント事務局

メール：jimukyoku@kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp

※本事業は東京都が株式会社ポピンズプロフェッショナルに業務委託をしております。

※本事業の東京都の所管は「子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課」です。